

物品貸出規程

第1条 この規則は、一般社団法人佐賀県障がい者スポーツ協会（以下「協会」という。）が所有の物品を貸し出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

（貸出しの対象）

第2条 協会が貸出しを行う対象は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 県及び市町福祉関係部署の指定又は認定の事業所等その他の教育機関
- (2) 県内に事務所を有する社会教育団体及び障がい者スポーツ団体
- (3) その他協会が認めたもの

（貸出しの承認）

第3条 物品の貸出しを受けようとする者は、物品借用申請書（別記様式）を提出し、協会の承認を受けなければならない。

（貸出しの制限）

第4条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しを認めない。

- (1) 協会の行事又は事務に支障があるとき。
- (2) 物品を損傷するおそれがあると認めたとき。
- (3) 営利又は営業宣伝を目的とするとき。
- (4) 特定の宗教団体及び政党が使用するとき。
- (5) その他協会が不相当と認めたとき。

（使用料）

第5条 使用料は、無料とする。

（貸出期間及び返却）

第6条 貸出期間は、7日以内とする。ただし、貸出期間を延長する必要があるときは、借用書を更新して承認を受けなければならない。

- 2 貸出期間中の転貸は認めない。
- 3 貸出期間中であっても物品の返却を求められたときは、直ちに応じなければならない。
- 4 物品を返却するときは、本協会職員の点検を受けなければならない。

（弁償）

第7条 貸出物品を亡失し、又は損傷したときは、同一の物品又はこれに相当する代価をもって弁償しなければならない。

附 則

この規程は、平成28年8月1日から施行する。